

平成30年度 事業計画

第1 基本方針

石川県の総人口は少子高齢化が進展し、平成29年10月1日現在1,147千人で人口減少過程に入り、65歳以上の高齢者人口は「団塊の世代」が65歳以上となったことから327千人を超え、高齢化率が28.9%と急速に進んでいる。また、その中でも75歳以上のいわゆる後期高齢者の比率が49.2%を占め、より高年齢化が進んでいる。

石川県内の経済は、海外需要の拡大による企業の生産活動の活発化や、北陸新幹線開業を契機とする経済効果の持続により緩やかな景気拡大が続いている。その影響で有効求人倍率が全国トップクラスの水準で推移しており人手不足となっている。

こうした中、国の重点政策「ニッポン一億総活躍プラン」の働き方改革では「高齢者就業の推進」や「シルバー人材センターの業務範囲の緩和によるその活用」などが提言され、シルバー人材センターの役割が益々期待されている。

当シルバー人材センター連合会（以下、「連合会」という。）では、平成28年度から32年度までの5年間を計画期間とした「事業推進計画（中期計画）」において、会員数及び受注金額等の具体的な数値目標を掲げて、連合会及びシルバー人材センター（以下、「センター」という。）が一体となって、シルバー人材センター事業（以下、「センター事業」という。）の拡大に向けて積極的な事業運営、さらには地域社会の維持・発展に取り組むこととしている。

センター事業を運営するにあたっては、労働関係法令の遵守と平成28年に作成された「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に沿った取組みを展開し、高年齢者の就業ニーズに沿った就業機会の確保を図っていくことが重要であると考えている。

本県のセンター事業は各センターの尽力により受注件数及び契約金額は順調に推移している。しかしながら、シルバー事業の要である安全就業については、事故防止に取り組んでいるものの、受傷事故及び損害賠償事故は前年と比べて増加している。引き続き就業中の事故の未然防止に向け連合会及びセンター組織一丸となって安全就業の徹底を図ることとする。

第2 重点事業

連合会の平成30年度の事業推進に当たっては、センターを取り巻く環境及び会員意識の変化の中で、センター及びハローワーク、市町、業界団体等関係機関と連携し引き続き効率的・効果的な事業展開を図るため、次の事項を重点として各事業の着実な実施に努め、積極的かつ効果的な取組みを展開する。

□ 安全就業の確保及び徹底

シルバー事業運営の根幹である安全就業の確保について、受傷事故及び損害賠償事故の未然防止に向け、徹底した会員意識の啓発に努める。

また、全国シルバー人材センター事業協会（以下「全シ協」という。）の「高齢運転者等に係るガイドライン」を基本とした運転業務安全就業基準を整備し、シルバー派遣業務において自動車運転に従事する会員に対する安全運転技能講習や健康チェック等の実施を義務付け、一層の交通安全意識の向上及び事故防止に努める。

□ 会員の拡大

高齢化が急速に進展する中で、高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢に関わりなく働き続けることができるように、効果的な入会勧奨活動を展開し、退会防止策と合わせて、会員の拡大に努める。

□ 就業機会の拡大

多様化する高年齢者の就業ニーズに対応するため、より一層の就業機会の拡大に取組み、とりわけ、福祉、家事及び子育て分野への取組を強化するとともに、就業の斡旋にあたっては公益法人としてのコンプライアンス（法令遵守）の徹底を図る。

第3 事業実施計画

〈シルバー人材センター事業〉

高齢者の臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業、並びにその他の社会参加活動を県内全域で一体的に推進する。

1 普及啓発事業

センター事業について、広く県民各層の理解と認識を得て事業の活性化に資するため、周年記念事業を始めとしてあらゆる機会を捉えて普及啓発を行う。

- (1) 連合会設立20周年記念式典（10月18日）を中心とした連合会、センターによる啓発活動の実施、及び記念事業の実施等
- (2) 機関誌「シルバー連合いしかわ」の発行（年2回）
- (3) 新聞、地域誌、経済団体広報誌等による広域的な情報提供
- (4) 普及啓発のためのポスター、リーフレット等の作成・配布

- (5) 行政及び業界団体等の広報誌等の活用、報道機関への積極的な情報提供
- (6) 普及啓発促進月間（10月）及び「シルバーの日（10月20日）」を中心とした連合会、センターによる各種啓発活動の展開
- (7) ホームページを活用した周知・広報
- (8) ボランティア活動などの社会参加や会員相互の親睦活動状況等の広報
- (9) センター未設置地域の訪問・相談

2 安全・適正就業対策推進事業

県内全域で安全・適正就業対策を効果的かつ着実に実施するため、「安全・適正就業推進事業計画」及び「シルバー人材センター安全・適正就業指針」に基づき、事故防止対策を進める。特に、受傷事故及び損害賠償事故の未然防止に向け、徹底した会員意識の啓発に努める。

また、受注の拡大及びこれに伴う就業形態の多様化が進む中で、労働関係法令及び平成28年9月厚生労働省から発せられた「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」に則った就業の一層の適正化を進める。

- (1) 安全・適正就業推進員の配置及び安全・適正就業推進専門委員会の開催
〈安全就業対策〉
- (2) 「安全・適正就業指針」に基づく事故防止対策の推進
- (3) 安全・適正就業推進員による安全パトロールの実施
- (4) 安全・適正就業強化月間の設定（7月）、安全・適正就業推進大会の開催、各センターが行う研修への講師派遣
- (5) 事故状況の把握・分析、事故防止意識の徹底、「安全ニュース」等の情報提供
- (6) 産業医及び衛生管理者による巡視の実施、健康教育研修の実施、健康相談、健康情報の提供の実施、衛生委員会の開催
- (7) センター（シルバー派遣実施事業場）の衛生体制整備の支援、衛生管理者免許資格取得等の勧奨
- (8) 全シ協が策定した「高齢運転者等に係るガイドライン」を基本とした運転業務安全就業基準を整備し、安全運転技能講習や健康チェック等を実施し、一層の交通安全意識の向上及び事故防止の運動を推進
- (9) 安全就業等の啓発資材の作成、配布
〈適正就業対策〉
- (10) 労働関係法規及び「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」を遵守した適正就業の確保
- (11) シルバー事業の意義を遵守した「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な業務」への就労

の確保

(12) 石川労働局の指導を得て、適正就業に係る研修の実施、適正就業の推進

3 就業開拓等事業

多様化する地域のニーズや会員の就業ニーズに対応するため、新たな就業分野の開拓、拡大、情報の収集等を行う。

- (1) 就業開拓推進員の配置及び就業開拓推進専門委員会の開催
- (2) 労働関係法規及び「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」を遵守した適正就業の確保（再掲）
- (3) ハローワーク、市町、地域業界団体等との連携強化による就業機会拡大に係る支援
- (4) 福祉・家事・子育て支援サービス等、地域就業機会創出・拡大事業の実施に係る指導・支援
- (5) 会員ニーズの高い分野の就業開拓、及び発注者や地域のニーズに応じた就業形態の開発指導・支援
- (6) 空き家管理など地域課題に着目した独自事業の取組に係る支援
- (7) 企業情報の収集・提供、広域的な就業開拓と需給調整等
- (8) 会員の知識や経験を活かした特産品、工芸品等の生産・販売などの独自事業の開発及び取組に係る支援
- (9) 就業開拓用リーフレット等の作成・配布
- (10) 全シ協、北信越シルバー人材センター連絡協議会（以下「北シ協」という。）主催の各種事業への参加、情報収集・提供

4 交流研修事業

センター役職員のシルバー事業全般にわたる理解と関係知識の習得により、事業の活性化と適正な運営を確保するため、役職員及び実務担当者を対象とした各種研修会等を実施する。

- (1) 研修会等の実施（新任理事・監事研修、センター理事長会議、新任事務局長研修、テーマ別研修、業務・経理担当者研修等）
- (2) センターの職員を連合会職員として研修受入
- (3) 全シ協が実施する「新任理事長研修」「新任事務局長研修」の受講をセンターに勧奨
- (4) 全シ協、北シ協主催の各種事業への参加要請、及び他県の優良センターとの交流の支援

5 センターの運営等に関する指導・援助活動事業

地域社会のニーズや制度改正等に的確に対応するため、専門的又は実践的な指導・助言、情報提供を行うとともに、訪問や会議の開催等によりセンターが抱えている運営管理上の課題を把握するとともに、必要な助言・指導等を行う。

- (1) 高齢者の社会参加活動の領域の拡大・助言
- (2) 地域就業機会創出・拡大事業の企画・実施の支援（再掲）
- (3) 独自事業への取り組みによる就業確保への支援
- (4) 法令遵守の業務運営、及び事務処理及び会計経理・税務処理・労務管理等の助言
- (5) 石川県公益認定等審議会事務局（労働企画課）及び石川労働局が実施する検査・業務指導への対応
- (6) 連合会による個別指導の実施、及びセンターからの相談への対応

6 センター事業の連携支援事業

今後ニーズの増加が予想される介護や、技能を有する会員が減少している造園等の分野等への取り組みを強化するため、センターの研修事業を支援する。

- (1) 各種研修会のセンターとの共同実施（刈払機、造園、聴講、安全教育等）
- (2) 関係機関との連携・情報収集、担当者会議の開催による情報提供
- (3) センター業務の軽量化に向けた事務の集中化等についての調査・研究

7 調査研究事業

センター事業の現状、課題等を把握し、事業の充実と推進を図るため、情報の収集、提供等を行う。

- (1) 企業等情報・資料の収集・提供
- (2) 事業実施状況の把握・分析及び事業概要等の統計調査
- (3) その他、シルバー事業の運営に必要な調査

〈高齢者のための就業機会の確保及び提供等〉

8 労働者派遣事業

労働者派遣事業の実施事務所を通じて、会員に対して労働者派遣による就業機会の提供を行うとともに、県内全域の労働者派遣事業に係る総括管理（事業の適正実施に係る統括、労働契約及び労働者派遣契約の管理、会計の管理、行政への届出等）等を行う。

- (1) 派遣事業の総括管理（届出取りまとめ、契約管理、会計管理、事業実績管理、規程・実施要綱・様式の制定、関係法規の周知徹底、実施事業所（センター）訪問指導等）
- (2) 労働関係法令及び「シルバー人材センターの適正就業ガイドライン」を遵守した適正就業の確保（再掲）
- (3) 高齢法第39条による業務拡大措置の実施
- (4) 派遣会員の健康・安全対策の推進
- (5) 派遣先で人員送迎業務を担当する派遣会員に、交通事故防止対策等の安全運転技能講習（運転技能診断）の実施や健康チェック等の実施（再掲）

- (6) 実施事業所責任者等会議の開催、石川労働局・全シ協等との連絡調整による情報の共有
- (7) 派遣元責任者講習の受講を勧奨

9 有料職業紹介事業

有料職業紹介事業の的確な実施に努めるとともに、実施事業所責任者等会議の開催、石川労働局・全シ協等との連絡調整による情報の共有、職業紹介責任者及び紹介従事者に対して、職業紹介責任者講習の受講を勧奨する。

〈国受託事業〉

10 高齢者活躍人材育成事業

石川労働局との契約に基づき、高年齢退職者で臨時的・短期的・軽易な業務に就業を希望する者を対象に、必要な知識・技能を身に付けることを目的とする技能講習を実施し、シルバー派遣等による就業を支援する。

- (1) 高齢者の派遣、請負、職業紹介に資する求人情報等の収集・分析
- (2) 技能講習の実施、センター会員のスキルアップの推進
- (3) 技能講習受講者の派遣、請負、有料職業紹介支援

〈法人事業〉

1 総会及び会議の開催

総会及び理事会等定款に定める会議のほか、連合会の事業を円滑に推進するために必要な各種会議を開催する。

- (1) 定時総会（1回）
- (2) 理事会（役員会）（3回以上開催）
- (3) 理事長会議（1回）、及び事務局長会議（3回）
- (4) その他

2 事業運営に係る進捗管理

平成27年3月に策定した「事業推進計画（中期計画）」に基づき事業の推進を図る中で必要な点検を実施し、平成29年度事業の実施状況を評価し、事業運営の管理を行う。

3 公益法人制度への対応

公益社団法人として円滑な事務ができるよう、石川県公益認定等審議会事務局との連絡調整を図るとともに、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家等の指導・助言を得ながら、センターにおける事務作業の支援を行う。